



2004年9月号

[第128号]

広報

ひだか

日高町ホームページ <http://www.town.hidaka.wakayama.jp/>



平成16年は、町制施行50周年です。

町の人口と世帯

平成16年 7月31日現在

人口	7,594人
男	3,631人
女	3,963人
世帯数	2,522戸

編集発行 日高町役場
☎ 0738-63-2051(代)

- 恵まれた自然を大切にし
快適で住みよい町をつくりたい
- 歴史と伝統を愛し
心豊かな町をつくりたい
- スポーツを楽しみ
健康で明るい町をつくりたい
- 知恵を出し 汗を流し
活力ある町をつくりたい
- 故郷に誇りをもち ふれあいを
大切にする町をつくりたい

人が町をつくり
町が人をつくる

日高町民憲章



日高町の頭文字『ひ』を圖案化したもので、円形は住民の融和と団結を表し、上部の翼は町の飛躍、発展を象徴しています。

日高町施行 50 周年記念事業について



平成 16 年は、町制施行 50 周年の節目の年であります。

昭和 29 年 10 月 1 日に旧内原村・旧志賀村・旧比井崎村の三村合併で人口九千四百二十名、世帯数千八百七十世帯で前途洋々スタートしました。

先人の英知と町民のたゆみない努力により築かれた尊い遺産と恵まれた自然を生かした活力ある郷土づくりを目指して着実に発展への道を歩んでまいりました。

しかし、一言で 50 年と申しまして、伊勢湾台風・第二室戸台風などの大きな災害にも見舞われるなど幾多の試練があり決して平坦なものではありませんでした。

この 50 周年という記念すべき節目の年を迎えられましたことは、町民皆様をたははじめ町政発展のためご尽力くださいました関係各位の皆様のご支援とご協力の賜であると

深く敬意を表する次第でございます。

町制施行 10 周年には、新庁舎での記念式典、20 周年には第 1 回町民運動会、30 周年には町の木「あこぎ」、町の花「萩」を制定、40 周年には町民憲章の制定と町民運動会を開催するなど各節目の年には、町を挙げてお祝いすることができました。

50 周年を迎える本年は、記念式典や行事を開催し、町民皆様とともに祝いするのが本意でございますが、直面する合併問題や、行財政等を考慮し、記念講演と 50 周年冊子の制作に留めました。

記念講演は、11 月 21 日(日)午後 1 時 30 分より農村環境改善センターでタレントの西川きよしさんを迎えて開催する予定です。

西川きよしさんは、故横山やすしさんと組んだ漫才コンビ「やすし・きよし」のしゃべくり漫才で、漫才界において不動の地位を確立されました。上方漫才大賞新人賞、大賞など数多くの賞を受賞しておられます。

一方、昭和 61 年 7 月に参議院選の大阪選挙区に「老人福祉の充実」を公約に掲げて出馬し見事初当選され、参議院議員を三期務め、本年政界を引退されました。

今回は、「福祉はわが家から」と題して、講演していただく予定になっております。

また、冊子については、内原、志賀、比井崎の三村が合併した昭和 29 年から今日までの日高町の歩みをまとめたもので、50 周年を迎える本年 10 月に町民の皆様配布いたしたく準備を進めているところでございます。

50 周年を契機に、より一層皆様方と行政が一体となって魅力あふれる明るく住みよいまちづくりを進めるためにご支援、ご協力をお願い申し上げます。ご健勝、ご多幸を祈念しご挨拶いたします。



内原小学校前でのあいさつ運動

あいさつ運動を 広めましょう

日高町人づくりまちづくり推進会では、あいさつ運動を推進しています。

明るく元気なあいさつは、しても、されても、気持ちのよいものです。あいさつをしましょう！

- 「家族みんなでさわやかに」
- 「まちで出会った人々に」
- 「学校で友だちや先生に」
- 「職場のみんなで気持ちよく」

人と人の心をつなぐ架け橋となるあいさつをみんなて広めていきませんか。

全国一斉司法書士

無料法律相談実施のお知らせ

10 月 1 日(法の日) ~ 10 月 7 日まで

法の日週間にちなみ、司法書士の各事務所で登記・供託・訴訟等の相談に無料で応じます。

なお、10 月 1 日は、下記特設法律相談所において相談に応じます。

< 特設法律相談所の開設 >

- ・日 時：10 月 1 日(金)午前 10 時 ~ 午後 3 時まで
- ・場 所：御坊市役所北側、職業訓練センター 2 F

< お問い合わせ先 >

- ・和歌山県司法書士会御坊支部まで

代表 ☎ 23 - 3570

個人情報保護制度が 10月スタート

本年10月1日からスタートする日高町個人情報保護制度の概要については、次のとおりです。

個人情報保護制度の目的

情報化・コンピュータ技術が進展している現在の社会において、私たちは情報量の増大による利便の向上という恩恵を受けていますが、一方で自らの情報が知らない間に取得、利用されたり、予期せぬ形で利用、提供されるなど、不適切に個人情報が取り扱われているのではないかとの不安を感じることもあると思います。

こうした町民の皆さんの不安感を解消するため、町行政の中で個人情報の取扱いに関する必要な事項、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利について定め、個人の権利利益を保護し、町民の皆さんに信頼される町政を推進することを目的としています。

個人情報とは

氏名、住所、生年月日をはじめ、家族状況、職業、資産状況、個人の健康状態など個人に関する情報で、特定の個人が分かる情報をいいます。文書になっていたり、コンピュータ等に記録されているものなどすべてが対象です。

個人情報保護制度の対象となる実施機関

町長（水道事業管理者としての町長を含む）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会です。

開示請求できる方

すべての人が、実施機関の保有する自分の個人情報を開示請求することができます。また、未成年者や成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。

開示できない情報

個人情報開示することが原則となっています。ただし、次のような情報が記録されている個人情報については、開示することができません。

法令秘情報

法令等で開示することができないとされている情報

開示請求者以外の者の個人情報を含む情報であつて開示することで正当な利益を害するおそれがあるもの

個人の評価、判断等に関する情報であつて、開示すること著しい支障が生じ

るおそれがあるもの
意思決定に支障が生ずる情報
実施機関、国等の審議等に関する情報であつて、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
事務事業執行過程に関する情報

実施機関の事務事業に関する情報で、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
未成年者の権利利益を侵害

する情報

法定代理人が開示請求した場合に、開示することで本人の権利利益を侵害するおそれがある情報

請求の方法

個人情報保護制度の窓口は、総務課になっています。開示請求される方は、「個人情報開示請求書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。その際、本人であることを証明する書類（運転免許証、パスポート等）の提示が必要ですが、印かんは不要です。

訂正請求及び利用停止請求についても、開示請求に準じた手続きとなります。

開示・非開示の決定

実施機関は、請求の日から15日以内に開示するかどうかを決めて通知します。開示することに決定した場合は、指定された開示日時、場所にお越しいただき個人情報を閲覧し、必要に応じて写しを交付します。

決定に不服がある場合

請求のあった個人情報が開示できないときは、決定通知書の中で理由を示しますが、その決定に不服があるときは、不服申立てができます。不服申立てがあると、実施機関は個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して開示するかしないかを改めて決定することになります。

開示に係る費用

開示請求に係る個人情報の閲覧は無料です。写しを希望されるときは、コピー代の負担が必要です。たとえば、コピーについては1枚につき20円、カラーは100円です。詳しくは、総務課（☎051）までお問い合わせください。





秋の全国交通安全運動

9月21日(火)から
9月30日(木)までの
10日間

この運動は、町民一人ひとりに交通安全意識を普及し、交通安全思想の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

運動の全国重点事項は、夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進 シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底となっています。シートベルト 心と身体をきゅつと締め！

日高町営駐車場利用について

自動車・自転車等を利用する方々の利便を図り、通行の安全と駐車場の需要に応じるため町営駐車場を設置し、ご利用頂いております。

一時的にご利用される方(有料)

紀伊内原駅南側に自動車のスペースを2台分確保しています。また、単車・自転車でついても一時預かりをさせていただきます。

ご利用のお客様は、衣奈屋商店(☎2078)にお申し込みください。

定期的にご利用される方(有料)

駐車場は、駅周辺の利用を希望される方が多いため、1年前期(4月~9月)後期(10月~3月)に分け、その都度申請及び抽選を行います。申請される方は総務課または衣奈屋商店に備えてある利用申請書にご記入のうえ、申し込んでください。この申請時期以外でも随時受付は行っておりません。

詳しくは総務課(☎2078)

51)までお問い合わせください。

区分	駐車時間	料金(円)
普通自動車	1時間まで	200
	1時間を超え、1時間増すごとに	100
	13時間を超える時	1,520
自動車2輪車 原動機付自転車	1日1回につき	100
	1か月定期	1,220
自転車	1日1回につき	50
	1か月定期	610

緑の募金のお礼

緑の募金を今年4月に各地区にお願いました。合計61万2,070円が集められ、財団法人和歌山県緑化推進会へ振り込みさせていただきました。ご協力ありがとうございました。

国民年金

皆様からいただいた募金は、ボランティア団体などによる山づくりや里山保全活動、地域の緑化、学校の緑化、国際緑化等に有効に活用されます。詳しくは、産業課(☎3806)までお問い合わせください。

・就職や退職した時は必ず届出をしましょう

手続きをしないでそのままにしておくと、年金が受けられなくなったり、減額されることがあります。また、国民年金保険料は、毎月、忘れずに納めていますか？納付が遅れたことよって、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合もありますので、ご注意ください。

・保険料納付は便利な

口座振替をお勧めします
口座振替なら、あなたの指定した口座から自動的に引き落とされます。金融機関や郵便局の窓口まで納めにいかなくてすむので大変便利です。また、納め忘れも防げます。口座振替手続きは、金融機関に納付書、預金通帳と通帳

の届出印をご持参のうえ行ってください。

・保険料を納められないとき申請免除制度・学生納付特例制度があります。

本人の届け出後、審査のより決定されますので、必ず所得の申告をしてください。

・国民年金基金

老齢基礎年金に上積みして年金を受け取る制度です。国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方が加入できる年金です。

また、納めた保険料は、全額が所得控除の対象になります。

詳しくは、和歌山県国民年金基金(☎フリーダイヤル0120・65・4192)までお問い合わせください。



児童扶養手当

児童扶養手当は、母子家庭や父が一定の障害の状態にある家庭に、お子さんが18歳に達する日以後の最初の3月31日（一定の障害のある場合は20歳未満）まで支給されます。手当の額は、申請者・生計同一の扶養義務者の所得による制限があります。子一人で全部支給の場合は、月額41、880円、一部支給の月額は、9、880円から41、870円の範囲で支給されます。ただし、公的年金を受けることができる場合など手当は支給されません。また、手当の支給要件に該当した日から5年を経過した場合は、手当を新規に請求できないことがあります。詳しくは、住民課（☎③3800）までお問い合わせください。

児童手当

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の

児童手当関係届出、手続き一覧

届出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき	認定請求書
毎年6月（すべての受給者）	現況届
他の市区町村に住所が変わったとき	受給事由消滅届、認定請求書
出生などにより支給対象となる児童が増えたとき	額改定認定請求書
年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったとき	額改定届
年齢要件などにより支給対象となる児童がいなくなったとき	受給事由消滅届
法附則第6条給付又は法附則第8条給付の受給者が退職したとき	受給事由消滅届
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届、認定請求書
同じ市区町村の中で住所が変わったとき	住所変更届
養育している児童の住所が変わったとき	住所変更届
受給者又は養育している児童の名前が変わったとき	氏名変更届

健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。平成16年4月1日より、児童手当の制度が拡充され、支給対象児童が小学校三年生修了前までとなりました。新たに手当を受けようとする方

は、手当の額が変更となられる方は、手続きが必要となります。平成16年9月30日までに受け付けたもの限り、平成16年4月までさかのぼって支給されますので、お早目に住民課で手続きをお願いします。支給対象

小学校三年生修了前の児童を養育している前年の所得が一定額未満の方。支給額（月額）

- 第1子 5、000円
 - 第2子 5、000円
 - 第3子以降 10、000円
- 支払時期
原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支払われます。

受給者の年金種別や児童の扶養義務者に変更があった場合は、すぐに住民課で手続きを行ってください。

詳しくは住民課（☎③3800）までお問い合わせください。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、20歳未満で心身に一定の障害のある在宅児童を養育している父母等に支給されます。

手当額は、障害の程度に応じて支給されます。1級月額50、900円、2級月額33、900円で、12月、4月、8月に支給されます。

これらの手当は、所得や障害の程度及び公的年金受給の有無によって制限があります。詳しくは、住民課（☎③3

800）までお問い合わせください。

合同相談所を開設します

行政相談は、毎日の暮らしの中で、役所などが行っている仕事について苦情や意見・要望のある場合、皆さんと役所などの間にたつて公平・中立な立場から必要なあつせんを行い、皆さんの声を行政運営の改善に役立てるものです。10月18日から24日は「秋の行政相談週間」です。

町では、10月18日（月）に心配ごと相談、人権相談、行政相談の合同相談を、日高町保健福祉総合センター2階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士、法務局係員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会（☎③2751）までお問い合わせください。

土地の取引には

届出が必要です！

国土利用計画法による 土地取引の届出制度

国土利用計画法により、土地の売買などの取引をした時は、買主は契約締結後2週間以内に、土地の利用目的や取引価格等を書いた土地売買等届出書を、役場を通じて知事に提出しなければなりません。

日高町では、1万平方メートル以上の土地の取引について届出が必要です。1筆の面積が1万平方メートル以上の取引はもちろんのこと、1筆の面積が1万平方メートルに満たなくても、複数の筆の面積を合算すると1万平方メートル以上のひとまとまりの土地になる場合や、以前にこの届出を行った土地に隣接して新たに土地を買いたす場合などでも届出が必要になります。

なお、この届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰せられることがありますのでご注意ください。

土地売買等届出書の用紙は、

企画財政課に備え付けています。詳しくは、同課(☎3803)までお問い合わせください。

いつまでもお元気で 敬老会 9 月 9 日開催



扇 ひろ子 さん

町では、敬老の日をお祝いして9月9日(木)日高町農村環境改善センターで、70歳以上の高齢者の方をご招待し敬老会を開催します。

敬老会式典では、長年老人福祉に貢献された方々に、町長より感謝状が贈呈されます。また、慰安会では、「哀愁海峡」で有名な歌手、扇ひろ

子さんらを迎え、歌謡ショーなども計画しています。

当日は、送迎バスを運行いたしますのでお誘い合わせのうえ、お気軽にご来場ください。一般の方々のご入場もできますので、楽しい1日をお過ごしください。

詳しくは、住民課(☎3800)までお問い合わせください。

下水道使用料金について

下水道の使用料は、専用住宅においては、基本料金と家族数により算定される人数割料金を合わせた額が月額の使用料となります。

転入、転出、出生、死亡等により家族数に変更がある場合は、上下水道課で使用料の変更手続きを行ってください。

また、使用者の変更や、使用を一時休止又は再開される場合は事前に届出が必要です。届出がない場合は継続して料金を請求させて頂くことになりますのでご注意ください。

詳しくは、上下水道課(☎3805)までお問い合わせください。

浄化槽設置整備事業の 補助金申請について

平成16年度につきましても例年に引き続き浄化槽設置整備事業を実施しています。本年度中(平成17年3月末まで)に浄化槽の設置を予定している方は、予算の都合上平成16年11月30日までに上下水道課まで申請してください。

ただし集合型地域(阿尾・産湯・比井・小浦・荊木・萩原・高家・谷口・下志賀・小池)にお住まいの方はこの制度が適用できませんのでご注意ください。

なお、右記の地域内においても一部対象となる家屋もありますので、詳しくは、上下水道課(☎3805)までお問い合わせください。

人槽	限度額
5人槽	354千円
6〜7人槽	411千円
8〜10人槽	519千円
11〜20人槽	827千円
21〜30人槽	1,285千円
31〜50人槽	1,665千円

世界遺産を

電車でゆこう

紀勢本線活性化促進協議会は、紀勢本線に関連する地域が一体となり、産業や観光などによる地域の活性化という観点から、本線の幹線鉄道である紀勢本線のより一層の活性化を図ることを目的としています。

今回、高野・熊野が7月1日に日本で12番目の世界遺産に登録されました。これを機に、身近にある世界遺産を旅してみませんか？

登録遺産がある各地は、日本だけではなく世界からも多くの観光客が訪れ、混雑が予想されます。電車を利用すれば、「渋滞なし」「排気ガスなし」「疲労なし」で世界遺産を満喫できること、間違いなし！。世界遺産の旅には是非とも、電車を利用しましょう。



子どもの体験活動等の推進へ 学社支援ボランティアセンター



学校おはなしの会（志賀小にて）

チャーターとして、公民館では、囲碁やダンスなど子ども教室等の指導ボランティアとして子ども達の様々な体験活動を支援してくれています。現在登録者は五十四人です。

センター設置の 目的は

子どもたちの様々な体験活動の場や機会の充実・推進を図ることです。

センターにはコーディネーターがボランティアで毎週月曜日午前中駐在し、センター運営にあたっています。また、センター運営委員会がその運営について協議等を行っています。

コーディネーター（左写真）



学社支援 ボランティアとは

特技などを生かして学校教育や子どものための社会教育を支援してくれる地域の人のことです。学校では手話や競争体験談などゲストティー

野田ち代、上田百代、武内香織
運営委員会委員

委員長	田村健
副委員長	中野壽
会計	白木雅昭
監事	東田博之
事務局	北垣美穂子
委員	川上田百代
	井端浩次
	榮阪晃三
	比嘉茂美
	野田ひとみ
	武内香織

主な事業は

- ・ 子ども情報紙の発行
 - ・ 公民館子ども教室の運営
 - ・ 図書室ボランティア活動
 - ・ 学校や公民館おはなしの会の運営
 - ・ その他、公民館、学校、教育委員会との連携
- なお、本運営委員会は国からの委託「地域子ども教室推進事業」を受けて実施しています。

ボランティア募集

家庭以外の子どもの居場所づくり、地域で子どもを育てる環境づくりのため、お力に

なったださる方、ボランティア登録しませんか？ お気軽にボランティアセンターにお越しください。
詳しくは、教育委員会社会教育課（☎3812）までお問い合わせください。

小さい体に 大きな希望 「アサギマダラ」 観察会



渡り鳥のように春から夏にかけて北上し、夏から秋にかけて南下し始め、沖縄や、遠くは台湾へと渡っていきます。移動距離は1,000km以上にも及び、一生懸命に生きるその小さな姿は大きな感動を与えてくれます。

西山は、四国へ渡る前の休憩地として、アサギマダラを調査されている方々の間でとても有名になっています。地理的な条件のほか、西山にはアサギマダラが好むヒヨドリバナやアザミといった花が山頂付近に多く見られ、こういった自然環境の良さも、アサギマダラが数多く飛来する理由となっています。

事業ではアサギマダラの生態について学習した後、実際にアサギマダラを捕獲・マーカーキングします。子ども達に生き物への興味を持たせるとともに、日高町の自然環境の素晴らしさを知ってもらうことを目的に、今年が4回目の実施となります。詳しい内容は、後日お知らせしますので、たくさんのご参加をお待ちしています。

詳しくは、教育委員会社会教育課（☎3812）までお問い合わせください。

みんなで進めよう健康日高21 色・いろいろ食べて健康に！

『健康日高21』の今年度の重点事業は、栄養・食生活「色・いろいろ食べて健康に！」です。その中で、自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力（自己管理能力）を育てようとする「食育」が推進されています。

みなさん、子どもに朝食を作ってあげていますか？一日に一回は家族みんなで食事をしていませんか？大人の都合で食事時間や就寝時間が深夜になっていませんか？

今、子どもたちに生活習慣病予備群といえる、肥満、糖尿病や貧血などが増えています。その原因の主なものが、大人の手抜きによる、子どもの食生活の乱れなのです。

子どもの健康とよい食生活のために、毎日少しでも、子どもと一緒に過ごす時間を増やしましょう。親子で食事の買い物、家族そろって会話を楽しむ食事、休日には料理を楽しんだりすることも大切

食べ物をえらぶ力



「食育」で5つの力を身につけよう！

なことです。家族みんなの健康なからだと、豊かな心をつくる食生活を見直していきましょう。

食育とは・・・

この50年ほどの間に、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、お金さえあればいつでもどこでも好きな食べ物を買つて食べることができるようになりました。しかし、好きなものばかり食べていたのでは、自分のからだを守ることはできません。食育とは望ましい食生活を送ることができる能力（5つの力）を幼児期に身につけさせようとするものです。

自分のからだを大事にできる力



自分で料理を作る
・家の人と一緒に料理を作ってみよう
・食事の用意や後片づけもしてみよう

料理ができる力



食べ物のおいしさがわかる
・いろいろなものを食べて「おいしい味」を覚えよう
・季節（旬）の食べ物を知ろう

味がわかる力



からだに必要なものをバランスよく食べることができ
・買物に行つて、いろいろな食材を覚えよう
・主食、主菜、副菜、汁物、果物・牛乳で5つのつわをそろえてバランスよく食べよう

食べ物のいのちを感じる力



食べ物への感謝の気持ちをもつ
・いのちを食べていることを知つて、感謝の気持ちをもとう
・郷土食や家の行事食を知ろう（お家の人に、お正月やお祭りの時の料理や話を聞こう）

太りすぎ、やせすぎ、むし歯に注意
・生活リズムを整えよう
・朝・昼・夕食をしっかりとろう
・食後は歯みがきを忘れずに
・よく運動、ぐっすり睡眠

行動目標

- 子どもの頃から、主食・主菜・副菜をバランス良く食べる。
- 食材に5色（白・黒・赤・黄・緑）を取り入れる。
- 薄味に心がける。
- 季節（旬）のものを食べる。
- 地元でとれたもの（地場産）をもっと食べる。

食育展・食育講演会のご案内

【日時】 10月24日（日）
【場所】 日高町農村環境改善センター・中央公民館
【内容】
・食育についての講演
・クッキング教室
・体験コーナー（鯉節削り体験・試食・郷土料理の紹介）
・展示コーナー
・自分の適正体重を知ろう（コーナー（身長・体重・体脂肪測定）
・『あなたの食事バランス・カロリー診断します』コーナー（栄養士による食事指導）
・焼肉の試食 等

ぜひご参加ください。
詳しくは、保健衛生課（☎3801）までお問い合わせください。

防煙・分煙・禁煙で みんなさわやかに！

たばこをやめて

みませんか？

健康教室参加のお誘い

平成13年度より町では禁煙対策として、たばこをやめたいと思っ

禁煙の健康教室の目的は？

たばこを吸えば、肺がんの死亡率は4.5倍に、心臓病の死亡率は1.7倍にもなります。また、副流煙による受動喫煙の問題。たばこの火のついた部分から出る煙＝副流煙。フィルターを通して吸われる煙は主流煙（をたばこの吸わない人が吸ってしまうこととす。副流煙には、主流煙をはるかに上回る2〜4倍の量の有害物質が含まれています。副流煙は、異物に対する抵抗力の弱い乳幼児にも、妊婦にも、喫煙を禁じられているはずの未成年にもおそいかります。国の調査によると喫煙者の27%が「やめたい」と考えて

ニコチン依存度をチェックしてみよう

1	あなたは、朝目覚めてから何分くらいで最初のたばこを吸いますか？	61分後	0点
		31～60分	1点
		6～30分	2点
		5分以内	3点
2	あなたは、禁煙が禁じられている場所、例えば図書館、映画館などで、タバコを吸うのがまんすることが難しいと感じますか？	いいえ	0点
		はい	1点
3	あなたは、1日のなかでどの時間帯のタバコをやめるのに最も未練が残りますか？	下記以外	0点
		朝起きたときの目覚めの1本	1点
4	あなたは、1日何本吸いますか？	10本以下	0点
		11～20本	1点
		21～30本	2点
		31本以上	3点
5	あなたは、目覚めてから2～3時間以内の方がその後の時間帯よりも頻りにタバコを吸いますか？	いいえ	0点
		はい	1点
6	あなたは、病気でほとんど1日中寝ている時でも、タバコを吸いますか？	いいえ	0点
		はい	1点
合計点		合計点	点
0～2点		低い	
3～6点		ふつう	
7～10点		高い	

おり、「本数を減らしたい」と考える人を含めた禁煙希望者の割合は64%と、多くの人がたばこをやめたいと思っ

ているからです。また、毎日たばこを吸うことによつて、日常習慣化し、そのため心理的にたばこに依存してしまうこともたばこをやめにくくしている大きな原因です。健康教室は、町保健師が個人別にあなたの禁煙のお手伝いをするので、禁煙を成功させるものです。

どんな人が対象になるの？

たばこをやめて健康的な生活をしたいと望んでいる方です。たばこをやめたいのになかなかやめられない方や、これまでをやめようとしたが、うまくいかなかった方が、まさに健康教室を受けるのにふさわしい方です。

何をしますの？

あなたと保健師で、あなたの暮らしの中でできる禁煙プログラムを作成します。禁煙を始める日はあなたが決めます。

どのくらい続けるの？

禁煙プログラムはおおよそ3ヶ月です。あなたの予定に合わせて、3ヶ月間に2〜6回役場にきていただくか（面接）、電話させていただきます。

費用は？

費用は無料です。

教室の詳しい日程は未定ですが、教室の開催は10月頃を予定しています。応募者多数の場合には、ご遠慮いただく場合もありますので、お早目にご応募下さい。

詳細・申込みについては、保健衛生課（☎3801）までお問い合わせください。

ニコチン依存度の高い方へ…

ニコチン代替療法

禁煙開始によるニコチン欠乏により出現する離脱症状（たばこが吸いたい、イライラなど）に対して、ニコチンをたばこ以外の方法で補給し、禁煙を助けるくすりが発売さ



「休日骨髓バンクドナー登録会」

9月20日(月)に、「御坊市民文化会館」
で開催される「健康福祉まつり」においてドナー登録会を行います。

骨髄移植は白血病、再生不良性貧血など血液病に対し有効な治療法です。だれかがあなたの助けを待っています。ひとつの生命を救うために、あなたができること。

～願いは、ドナー登録者30万人!～



・登録会実施日 平成16年9月20日(月)
・受付期間 10:00~12:00 13:00~14:00
★ドナー登録には原則として予約が必要です。
・事前予約受付 8月16日(月)~9月15日(水)まで
午前9時から午後5時30分までの間

・お問い合わせ先 御坊保健所 健康推進課
(日高振興局健康福祉部健康推進課)
・TEL 0738-22-3481
※ドナー登録は20歳から50歳までの健康な方にお願ひしております。
ご不明な点ございましたら上記までご連絡ください。

平成16年度御坊保健所休日骨髓バンクドナー登録会「概要」

- 開催趣旨
白血病、重症再生不良性貧血等の疾病に対し有効な治療方法である骨髄移植に關し、平日は都合によりドナー登録ができない方々にドナー登録の機会を提供し、骨髄提供希望者のより一層の確保に努めるため休日のドナー登録会を実施します。
- 日 時
平成16年9月20日(月)
- 場 所
御坊市民文化会館
- 実施内容
事前予約受付
8月16日(月)~9月15日(水)までの土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分の間、予約の電話(☎②3481)を受け付けます。
- 再確認します。
(3) 当日の受付
事前予約者を原則としますが、検査可能な範囲で当日来た方の受付も行います。
- 当日の運営
(4) 諸手続、意志確認
問診及び採血
ドナー登録者の採血・検体の運搬
詳しくは、御坊保健所健康推進課(☎②3481)までお問い合わせください。
- 予約者への理解確認
(2) 予約の際には、年齢・健康状態を確認し、パンフレット「チャンス」を未所
有者に送付し、登録意志を

平成 17 年度 県立田辺高等技術専門校生徒募集案内

10月選考
自動車工学科 (定員 15 名 高卒以上 2 年課程)
〔受験対象者〕高等学校卒業 (見込) 者以上 (30 才以下)
OA 経理科 (定員 20 名 高卒者等 1 年課程)
〔受験対象者〕高等学校卒業 (見込) 者又は 18 才以上 (30 才以下)
選考日 平成 16 年 10 月 29 日(金)午前 9 時 30 分から
願書受付期間 平成 16 年 10 月 1 日(金)から 12 日(火)まで

2月選考
塑性工芸科 (定員 15 名 中卒 2 年課程)
〔受験対象者〕中学校卒業 (見込) 者以上 (30 才以下)
選考日 平成 17 年 2 月 1 日(火)午前 9 時 30 分から
願書受付期間 平成 17 年 1 月 14 日(金)から 25 日(火)まで
願書配布、受付場所 県立田辺高等技術専門校又は公共職業安定所
選考場所 県立田辺高等技術専門校

体験入校の実施
日 時 9 月 11 日(土)午前 9 時から 12 時まで
受付期間 9 月 1 日から 8 日まで

お問い合わせ先 県立田辺高等技術専門校
〒646-0011 田辺市新庄町 1745-2
電話 0739-22-2259

平成 16 年度自衛官等募集案内

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(場所)	
2等陸・海・空士(3・4月要員)	男子 18歳以上 27歳未満の者	9月27日迄	9月29日 (田辺市)	
	女子 27歳未満の者	8月2日 ~9月8日	9月26日 (大阪府和泉市)	
高 一般曹候補生	18歳以上 24歳未満の者	8月2日 ~9月8日	1次 9月18日 (田辺市) 2次 10月12日 (田辺市)	
	曹候補士	18歳以上 27歳未満の者	8月2日 ~9月8日	1次 9月18日 (田辺市) 2次 10月12日 (田辺市)
卒 航空学生(海上・航空)	高卒(見込含) 21歳未満の者	8月2日 ~9月8日	1次 9月23日 (田辺市) 2次 10月16~21日 (奈良県奈良市) 3次 11月14日~12月10日 (別示)	
	等 看護学生(陸上)	高卒(見込含) 24歳未満の者	9月10日 ~10月1日	1次 10月17日 (田辺市) 2次 11月19・20日 (兵庫県川西市)
防衛医科大学校学生		高卒(見込含) 21歳未満の者	9月10日 ~10月1日	1次 11月6・7日 (和歌山市) 2次 12月8~10日 (埼玉県所沢市)
防衛大学校学生		高卒(見込含) 21歳未満の者	9月10日 ~10月1日	1次 11月13・14日 (和歌山市) 2次 12月14~17日 (兵庫県伊丹市)

：応募資格欄中の年齢は、平成 17 年 4 月 1 日現在の年齢を示します。
詳しくは、自衛隊御坊募集事務所(☎0738-23-0020)までお問い合わせ下さい。

はじめまして 裁判員制度

裁判員制度ってなに？

私たちも選ばれるの？



平成 16 年 5 月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立しました。

詳しくは、裁判所のホームページ

<http://www.courts.go.jp/>

裁判員制度 Q & A

裁判員制度ってなに？

国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判員制度はいつから始まるの？

5 年以内に実施されることになっています。

どんな人が裁判員になるの？

20 歳以上の国民のみなさんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この候補者の中から、事件ごとに選任のための手続により選ばれた人たちです。

裁判員になることは辞退できないの？

広く国民のみなさんに参加していただく制度ですので、基本的に辞退はできないことになっています。ただ、学生や 70 歳以上の方は辞退できますし、病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方も、辞退することができます。

裁判員になると何日くらい裁判所に行かなければならないの？

多くの裁判は、数日間です。裁判所としても充実した裁判を行い、国民のみなさんの負担を軽くするように努力していきます。

仕事は休めるの？ 日当はもらえるの？

裁判員の職務を行うために仕事を休んでも、雇用主は不利益な扱いをしてはならないと、法律で定められています。

裁判所に来られた方には、交通費や日当などが支払われます。